

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成21年3月12日（木）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

企画課監査指導室

目 次

< 部 内 共 通 事 項 >

- 1 障害者自立支援法等の改正について 1
(与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム基本方針)

< 企 画 課 >

- 1 特別児童扶養手当等について 7
- 2 特別障害給付金制度の周知について 11
- 3 障害者自立支援調査研究プロジェクトについて 14
- 4 障害者自立支援給付支払等システムについて 16

< 企 画 課 監 査 指 導 室 >

- 1 平成21年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について 21
- 2 平成21年度障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について 23

<部内共通事項>

障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針

2009.2.12

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

- 1 障害者が地域で普通に暮らすことや自立と共生の社会づくりを目標とする「障害者自立支援法」の基本理念を堅持しつつ、平成19年12月の与党「障害者自立支援に関するPT」での報告書を具体化する観点から、障害者福祉の原点に立ち返り、「障害者自立支援法」を、利用者・家族・事業者、そして国民が安心できる制度と仕組みへと、以下の通り、抜本的に見直す。
その際、「障害者自立支援法」の知的、精神、身体障害の3障害の一元化や就労支援、地域で暮らすための選択可能なサービス体系の多様化など、長所については、必要な拡充や円滑な移行のための必要な見直しを行う。
- 2 今回の法改正では、介護保険法との整合性を考慮した仕組を解消し、障害者福祉の原点に立ち返り、自立支援法により障害者の自立生活に必要なサービスが提供されるという考え方に立って、給付のあり方を抜本的に見直す。即ち利用者負担については、能力に応じた負担とし、法第29条等の規定を見直す。その際、特別対策や緊急措置によって改善した現行の負担水準の継続や更なる改善、分かりやすい制度とする。また、サービスの利用者と提供事業者が対等の関係にある現状を維持する。
- 3 新体系への移行が円滑に進まない理由を解明し、新体系の移行に係る諸課題を解決するための必要な措置を講じる。また、事業所の会計処理、申請文書や報告書の提出義務の合理化・簡素化を図る。
- 4 利用者にとってのメリットを考えて、サービス利用についての日払い方式は維持しつつも、地域間格差を是正し、障害福祉現場の人材確保、職員の処遇とサービスの質の向上を図るとともに、障害者の生活を支えるために必要なサービスを継続して提供できるようにするための事業者の経営の安定化を図るため、人件費部分も含めて、必要な措置を講じる。
- 5 新旧体系を含め、事業者の人材確保、サービスの質を維持するため、障害福祉サービス費用の額を引き上げる。

- 6 障害程度区分は、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう、法第4条第4項の見直しを含め、抜本的に見直す。また、障害程度区分により施設の利用が制限され、施設を退所せざるを得ないことにならないよう、一人ひとりに適切な支援ができるような制度と仕組みに見直す。
- 7 障害のある児童が、人間として健やかに成長し、自立できるよう、児童福祉法を基本として、総合的な支援システムを構築することとし、通園事業や身近な相談支援体制、放課後型のデイサービスの充実等を図る。
- 8 障害者の範囲について、発達障害、高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化する。なお、難病については、医療との調整もあり、引き続き検討が必要であるが、現行施策等により支援を行うとともに、症状の重度化などの一定の状態に対して、生活支援が受けられるような仕組みを検討する。
- 9 社会保障制度全般との整合性を考慮し、税体系抜本見直し等の際に、障害基礎年金の引上げ（例えば、2級の金額を1級並に、1級は更に引上げ）など、障害者の所得保障を確立する。その際、18歳、19歳時点の課題についても解決を目指す。
- 10 利用者の意思や家族の意見を尊重しつつ、民間の事業所も活用しながら、障害者が地域の様々なサービス資源を適切に組み合わせて自立した生活に役立てることができるよう、中心となる相談支援センター等の設置や身体、知的、精神それぞれの分野における相談支援専門員などの人材の育成・資質の向上を含め、地域での相談支援体制を強化する。障害児・者の家庭や環境などを加味した支給決定がなされるよう支給決定プロセスを整備するとともに、サービス利用計画策定対象者を大幅に拡大する。利用者、家族への情報提供や細やかな説明などの支援を充実させる。
- 11 地域生活の基盤整備については、身体障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを創設する。また、グループホーム・ケアホーム入居者への利用する際の助成など支援を充実する。

さらに、利用者負担を支払った後に施設入所者の手許に残る金額について、在宅とのバランスに配慮しながら、その増額に努める。

- 1 2 地域生活支援事業について、重度の視覚障害者のための移動支援等、障害者が地域で暮らすために不可欠な事業で個別給付になじむものは自立支援給付とするほか、移動支援、コミュニケーション支援について、充実を図る。また、手話通訳等の関係する人材の育成を強化する。
精神障害者についてのピアサポートや「憩いの場」活動などを充実する。
- 1 3 一般就労への移行を支援するとともに、工賃倍増計画の着実な実施やハート購入法の成立により福祉的就労を支援する。また、福祉的就労分野での利用者負担について、工賃控除額を倍増するとともに、施策体系の在り方、事業の名称などは、関連施策との関係を含め見直す。
- 1 4 利用者負担に関し、障害福祉サービスと補装具・義肢の自己負担については合算し、一般の医療保険や自立支援医療との合算については検討するとともに、自立支援医療の負担軽減についても、検討する。併せて、精神通院医療の申請に必要な診断書を毎年から2年に1度の提出に簡素化するなど、利用者の申請手続きの軽減を図る。
- 1 5 資産要件については、その撤廃を図る。また、現在負担軽減の対象となっていない一般世帯についても、負担限度額の見直しを図る。
- 1 6 移行が困難な小規模な作業所に対し、施設経営ができるように新たな受け皿の構築など必要な措置を講ずる。
- 1 7 市町村格差を是正するため、国庫負担基準等に関し、必要な支援策を講じる。

<企 画 課>

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成20年度事業実績報告及び平成21年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となる予定である。

	19年度		20年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,360円	→	2,378円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,466円	→	1,468円

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

① 障害程度の認定事務にあたり

イ 障害程度認定基準に該当しないものを認定していた事例

特に、内部障害で、一般状態区分(養護区分)及び検査値等が基準を満たさないものを認定したもの

ロ 障害程度認定基準の適用について、総合的判断により障害を認定した場合に判断理由を明確に記録していない事例

ハ 特別児童扶養手当において、発病(治療開始)後まもなく「傷病が治った」又は「症状が固定した」といえない状態で認定を行った事例

ニ 特別障害者手当等において、医学的専門的判断を必要とする場合、医師による審査が行われずに認定している事例

- ② 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
- ③ 2年連続して所得限度額を超え支給停止になる場合、所得状況届の提出義務がないにもかかわらず、所得状況届の提出を求めている事例
- ④ 児童の死亡や施設入所により債権発生しており、特にその過払い期間が1年以上の長期にわたる事例

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養 親族 の 等数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成 21年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成 20年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養 親族 の 等数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成 21年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成 20年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

2 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金を給付する措置が平成17年4月1日から施行されている。本制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により各都道府県民生主管部局長あて依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

平成21年度支給額

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額50,700円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額40,560円

(別添)

障企発第 0807001 号
平成 18 年 8 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成 17 年 4 月 1 日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。

これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成 16 年法律第 166 号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成 18 年 5 月 12 日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考 1、2 の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

（周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(別添)

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

(※) 障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

3 障害者自立支援調査研究プロジェクトについて

(1) 事業の目的

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を推進し、障害者の自立を支援するためには、地域における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、そのような地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実及び障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

ア 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）

イ 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

(3) 事業の内容

ア 補助対象事業

障害者や障害福祉サービス事業者等の置かれている状況等を勘案し、調査研究が必要と認められるテーマを選定し、広く調査研究の実施団体を公募する。

応募のあった事業については、外部有識者等で構成される「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会」において審査を行い、適当と認められた事業について採択を行う。

【平成21年度の指定テーマ】

- 1 今後の相談支援等のあり方についての調査研究事業
- 2 障害福祉サービスの向上を目指すための調査研究事業
- 3 障害者の就労支援に関する福祉施策、労働施策、教育施策の連携のあり方等に関する調査研究事業
- 4 就労系事業所への企業等からの大量発注促進に関する調査研究事業
- 5 障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究事業
- 6 障害児者の地域生活への移行を促進するための調査研究事業
- 7 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- 8 適切な福祉用具（支援機器）の開発・持続供給及びその活用による費用対効果等に関する調査研究事業
- 9 障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業
- 10 地域の支援力を活かした地域生活支援事業のあり方に関する調査研究事業

イ 補助基準額

1事業あたり、15,000千円以内を基本とする。

ウ 補助率

定額（10/10）

(4) 留意事項

事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- 単年度で終了しない事業
- 障害者自立支援法等の法定サービスで対応できる事業
- 事業の主たる目的である事務・事業を事業主体が実質的に行わず、第三者に委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- 事業の大部分が備品購入費である事業
- 営利を目的とする事業

(5) その他

ア 平成21年度事業費

13億円（平成20年度：25億円）

イ 執行スケジュール

平成21年2月17日	実施協議の通知
3月27日	実施協議の締め切り
4月上旬	実施要綱の通知
5月中旬	評価のための委員会開催
6月上旬	採択・内示

障害者自立支援給付支払等システムについて

① 5月請求への対応について

- 平成21年5月請求については、請求期間がゴールデンウィークと重なること、報酬改定後の最初の請求となることから、請求時に事業者における混乱も予想される場所。
- このため、以下の内容に関して、各都道府県・市町村・連合会において特段のご配慮を賜りたい。
(以下の内容の詳細については、後日都道府県及び国保中央会あて文書にて依頼する予定。)

1 請求明細書等の点検エラー等への対応

請求期日(10日)後、市町村へのデータ送信までの間に、点検エラー等となった事業所に対してはエラー等となっている理由を説明するとともに、可能な限りデータ修正の依頼を受け付けること。

2 請求期日に間に合わない事業者への対応

請求期日に間に合わない事業者については、市町村へのデータ送信までの間で対応可能な範囲で弾力的に請求を受け付けること。

3 請求に対する返戻額が多い事業所に対する対応

結果的に請求に対する返戻額が多い事業所に対しては、福祉医療機構における経営資金(つなぎ資金)の貸付等の紹介をお願いしたいこと。

4 その他

報酬改定内容の事業者への周知、台帳(事業者・受給者)の整備等。

② 簡易入力ソフト(Ver2.0)への移行について

- 簡易入力ソフト(Ver2.0)への移行については、これまで各都道府県・連合会におけるご尽力により、全国的に見ると概ね円滑に移行が進んでいる状況。(3月10日時点の移行率・・・69.2%)
- しかしながら、都道府県別の状況を見ると、移行率にかなりの差が生じている。(下表参照)
- 特に移行が遅れている都道府県においては、個々の事業者に対する働きかけを行うとともに、会議等の場での周知等に努めていただきたい。

【都道府県別移行状況(介護給付・訓練等給付のみ)】

国保連合会	3月					国保連合会	3月				
	採取日: 3/10 20:15						採取日: 3/10 20:15				
	全請求 件数	Ver2.0.X		割合 合計/全請求 件数	合計		全請求 件数	Ver2.0.X		割合 合計/全請求 件数	合計
簡易入力 作成		取込送信	簡易入力 作成			取込送信					
北海道	1,819	761	569	1,330	73.1%	滋賀県	412	192	146	338	82.0%
青森県	456	152	115	267	58.6%	京都府	562	221	187	408	72.6%
岩手県	425	137	143	280	65.9%	大阪府	2,567	913	927	1,840	71.7%
宮城県	573	193	145	338	59.0%	兵庫県	1,247	332	354	686	55.0%
秋田県	254	148	82	230	90.6%	奈良県	383	177	89	266	69.5%
山形県	275	93	99	192	69.8%	和歌山県	409	147	103	250	61.1%
福島県	493	225	152	377	76.5%	鳥取県	203	79	67	146	71.9%
茨城県	514	265	163	428	83.3%	島根県	293	99	84	183	62.5%
栃木県	352	115	148	263	74.7%	岡山県	465	89	190	279	60.0%
群馬県	368	150	113	263	71.5%	広島県	713	192	188	380	53.3%
埼玉県	942	370	270	640	67.9%	山口県	397	122	146	268	67.5%
千葉県	976	401	360	761	78.0%	徳島県	251	111	59	170	67.7%
東京都	2,621	1,096	643	1,739	66.3%	香川県	208	60	84	144	69.2%
神奈川県	1,534	700	492	1,192	77.7%	愛媛県	319	100	96	196	61.4%
新潟県	464	171	145	316	68.1%	高知県	258	113	73	186	72.1%
富山県	262	129	78	207	79.0%	福岡県	1,261	614	334	948	75.2%
石川県	251	99	140	239	95.2%	佐賀県	215	111	43	154	71.6%
福井県	291	84	71	155	53.3%	長崎県	480	212	161	373	77.7%
山梨県	269	78	80	158	58.7%	熊本県	438	121	122	243	55.5%
長野県	567	235	198	433	76.4%	大分県	428	154	112	266	62.1%
岐阜県	388	132	174	306	78.9%	宮崎県	268	102	41	143	53.4%
静岡県	585	169	200	369	63.1%	鹿児島県	448	165	94	259	57.8%
愛知県	1,292	267	612	879	68.0%	沖縄県	367	165	126	291	79.3%
三重県	426	128	165	293	68.8%	合計	28,989	10,889	9,183	20,072	69.2%

<企画課監査指導室>

1 平成21年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について

(1) 障害者自立支援法等に基づく指導監査

障害者自立支援法等に基づく指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号、第0426002号、第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

特に来年度は、3年後の見直しを控え、自立支援給付の適正化を図る観点から実地に指導を行うことが極めて重要であることから、都道府県・指定都市並びに中核市においては、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施に当たって、指定事業者等による法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導をできる限り実地に行うようお願いしたい。また、管内市町村に対しては適切な支給決定などに重点を置いた指導をお願いしたい。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあつては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

イ 平成21年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等の確保。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認の徹底。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づかずに認定している事例が依然として認められるので、障害程度認定基準に基づく的確な認定。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡

を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についての周知徹底。

(3) 精神科病院に対する実地指導

精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られるよう適正かつ効果的な実地指導をお願いしたい。

2 平成21年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者自立支援法に基づく支給事務等の実地指導

障害者自立支援法に関する実地指導については、実地指導の対象となる都道府県の選定及び実施時期については、後日通知する予定である。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、後日通知する予定である。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び感染症法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙の実施計画により実施することとしてい

るので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成21年度においても、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の実地検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病床の利用状況
- ウ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- エ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- オ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求等の処理状況
- カ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- キ 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

平成21年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [24]</p> <p>北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 栃木県 千葉県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 三重県 京都府 広島県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p> <p>(指定都市) [8]</p> <p>仙台市 千葉市 川崎市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 福岡市</p> <p>[合計 32]</p>	<p>(注)</p> <p>1 指定都市については、精神保健福祉法及び感染症法（結核部分に限る。）に関する事務についてのみ実施する。</p> <p>2 平成20年度に対象となった自治体でも、当該年度における指導監査の結果によっては、平成21年度において追加して実施する場合があります。</p>